

令和元年第6回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

令和 元年 9月 5日 (開会)

令和 元年 9月 19日 (閉会)

日程第5 議案第1号から日程第12 議案第8号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第5 議案第1号 平成30年度上小阿仁村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第12 議案第8号 平成30年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件まで、8件を一括議題といたします。

はい、総務課長。

○総務課長（小林博隆） 別冊になっています平成30年度上小阿仁村各会計歳入歳出決算書の方をお願いします。決算書の2ページ、3ページでございます。

平成30年度上小阿仁村特別会計歳入歳出決算総括表でございます。

議案第1号の一般会計から、議案第8号までの各特別会計の歳入歳出決算の認定の議案となりますが、詳細の説明につきましては、常任委員会の決算審査において各担当課長が行いますので、ご覧いただいております各会計別歳入歳出決算総括表でご説明させていただきます。

議案第1号 平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

一般会計は歳入決算額25億2,347万4,877円。歳出決算額24億2,915万7,529円。差引残額9,431万7,348円であります。このうち繰越明許費、繰越額が804万1,000円であり、実質収支は8,627万6,348円であります。

次に議案第2号 国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額3億7,648万125円。歳出決算額3億7,369万6,706円。差引残額278万3,419円であります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は残額と同額であります。

次に議案第3号 国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額1億556万2,130円。歳出決算額1億556万2,130円で、同額であり差引残額はゼロであります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額はゼロでございます。

次に議案第4号 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額8,035万3,543円。歳出決算額7,940万1,739円。差引残額は95万1,804円であります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は残額と同額でございます。

次に議案第5号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額6,234万1,720円。歳出決算額6,166万2,091円、差引額は67万9,629円あります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は

残額と同額でございます。

次に議案第6号 下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額5,075万1,751円。歳出決算額4,935万2,638円、差引残額139万9,113円であります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は残額と同額でございます。

次に議案第7号 介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額5億1,896万9,389円。歳出決算額5億1,098万5,859円、差引残額798万3,530円あります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支は残額と同額でございます。

次に議案第8号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額3,879万5,074円。歳出決算額3,879万5,074円。差引残額ゼロであります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支は0円でございます。

次に、決算書の271ページをお願いします。

財産に関する調書について説明させていただきます。

内容につきましては272、273ページになります。

各財産の種類別前年度末残高、年度中の増減高、年度末現在残高を記載しております。

1番の公有財産であります。

(1) は、土地及び建物であります。村が所有する土地及び建物の面積であります。その他の施設の土地の地籍が5,268㎡の増。非木造の延面積が、非木造の建物です。述べ面積が1,628㎡の増となっております。これはJAあきた北央上小阿仁支店の土地及び事務所、倉庫等の購入による増でございます。

274ページをお願いします。

(2) 山林でございます。これについては面積、立木の推定蓄積量となっております。面積につきましては増減がありませんでした。立木の推定蓄積量につきましては、成長による増と伐採による減があり、差引で10,280㎡の増と推定しております。

(3) 有価証券でございます。これにつきましては増減がありませんでした。

275ページをお願いします。

(4) 出資による権利でございます。

これにつきましても増減がありません。

276、277ページをご覧ください。

物品の中の車両のことでございます。これにつきましては、産業課から総務課へ管理の所属替えした車が1台ございます。

278 ページをお願いします。

3 番の債権でございます。

これにつきましては、奨学金の貸付金でございます。213 万円の増で、年度末残高が 3,437 万円となっております。

その下、4 番 基金でございます。

これは、年度中に取り崩し積立がありまして、積立の合計が 2 億 3,996 万 3,000 円、取り崩しの合計が 1 億 942 万 3,000 円で、決算年度末の残高が 43 億 8,060 万 8,000 円となっております。

なお、決算の資料といたしまして、主要施策の成果と予算の執行実績報告書を別冊で配布させていただいております。各会計の決算の概要、主な事業の決算の説明、それと平成 19 年度から平成 30 年度までの各会計決算の推移について、それから地方債の状況について記載してございます。

今後の審議の際に、併せてご覧いただければと思っております。

説明は以上です。

監査報告

○議長（伊藤敏夫） ここで監査委員の監査報告を求めます。5 番、萩野芳紀君。

（萩野芳紀監査委員 登壇）

○監査委員（萩野芳紀） それでは監査報告をさせていただきます。

上小阿仁村長 中田吉穂様 令和元年 8 月 23 日

上小阿仁村監査委員 萩野芳紀

平成 30 年度上小阿仁村歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、平成 30 年度上小阿仁村一般会計、他 7 会計の歳入歳出決算並びに関係書帳簿、証書類を審査した結果、下記のとおり報告いたします。

記

1. 審査期間 令和元年 8 月 5 日（月）から 8 月 9 日（金）までの 5 日間
2. 審査対象 下記の一般会計と特別会計であります。

後ほどご覧ください。8 会計です。

3. 総括意見 各会計歳入歳出決算に係る証書類等について、令和元年 8 月 5 日から 8 月 9 日までの 5 日間、帳票並びに証書類と照合し、審査した結果、収支とも正確で全て正当と認めます。なお、審査の結果の詳細は、次のとおりです。

2 ページをお願いします。

4. 一般会計

(1) 財政の推移

(イ) 平成 30 年度一般会計決算歳入総額 25 億 2,347 万 5,000 円、歳出総額 24 億 2,915 万 8,000 円であり、歳入歳出差引額は 9,431 万 7,000 円となっておりますが、繰越財源が 804 万 1,000 円で、差引実質収支額は 8,627 万 6,000 円となっております

なお、単年度収支がマイナス 496 万 5,000 円で、積立金 7,166 万円。積立金取崩額 8,126 万 4,000 円を調整すると、実質単年度収支はマイナス 1,456 万 9,000 円の決算になります。

(ロ) 決算規模を前年度と比較すると、歳入では 7 億 654 万 5,000 円。歳出では 6 億 9,413 万 2,000 円と共に減額となり、前年対比では歳入で 77.7%、歳出で 77.4%と、未来づくり協働プログラム事業等により、前年度を下回る決算額となっております。

(2) 財政収支の状況

平成 30 年度における歳入歳出の状況は、下記とおりです。後ほどご覧ください。

(3) 財政運営の状況

(イ) 歳入 経常的収入のうち一般財源は 15 億 8,699 万 8,000 円であり、歳入総額の 62.9%で、前年度より 3,516 万 5,000 円の減となっております。その主なるものは、地方交付税の減額によるものです。

(ロ) 歳出 経常的な歳出のうち、一般財源は 14 億 9,699 万 1,000 円で、歳出総額に占める割合は 61.6%となっております。また、経常収支比率は 90.9%で、前年度より 0.6 ポイント増となっております。

(4) 収入未済状況

平成 30 年度収入未済額は、総額 2,370 万 7,000 円で、調定額の 0.95%です。

村税未収金総額は 885 万 2,000 円で、前年度より 123 万 7,000 円減っており、村税総額の調定額に対する収納率は 94.4%、前年度より 0.5 ポイント高くなっています。また、現年度分の収納率は、村民税 98.7%、固定資産税 97.6%、全体的には 98.2%であり、同じく滞納繰越分についても、調定額に対する収納率は 29.1%、徴収額は 293 万 3,000 円（29 年度 29.1%、徴収額 327 万 1,000 円）で収納率では、前年度と同率なっています。

滞納者は長年にわたり固定化しており、今後においては顧問弁護士と相談し、法的措置を講ずる特段の努力を強く要望します。

住宅使用料の滞納は 13 人で、現年度分 78 万 1,964 円、過年度分 541 万 8,100 円であり、滞納者が年々増加しています。村税同様、他市町村の事例も参考に

しながら、退居措置を含めた改善が必要であり、早急に解消対策をお願いいたします。

また、保証人をはじめ、返還を伴う貸付金等については、十分審査の上対応するよう要望します。

収入未済額の推移は次のとおりですので、省略させていただきます。

(5) 公債費

平成30年度の公債費は2億3,734万円で、長期債に対する元金・利子は、前年度より2,409万1,000円増えています。また、公債費比率は2.5%で、前年度より0.5ポイント下回っています。公債比率の推移は、次表のとおりですので、後ほどご覧になってください。

(6) 投資事業

平成30年度の投資的経費の決算額は2億8,474万円で、うち建設事業費2億5,977万3,000円、災害復旧費が2,496万7,000円となっており、歳出に占める割合は11.7%で、前年度より16.1ポイント下回っています。

また、投資的経費に充当された一般財源が7,358万1,000円、前年度比4,081万円の減となっています。

(7) 不納欠損処分

平成30年度の不納欠損処分の額は、村民税が平成25年度分29万4,199円、固定資産税が、平成21年度から平成25年度分97万1,300円と現年度分12万6,500円、軽自動車税が平成25年度分で2万1,000円です。

不納欠損の理由及び手続きについては、村の徴収金処分審査委員会で審査されているようですが、その殆りが時効によるものでした。今後は、事前の対応強化に努めるなど、税負担の公平性を欠くことがないような取り組みを期待します。

年度別不納欠損の推移は次表のとおりです。省略させていただきます。

(8) 不用額

平成30年度分の不用額は、総額7,786万8,000円で、前年度より1,980万5,000円減ってはいるものの多額になっております。これは、各課全般に共通するもので、職員の資質改善が不可欠であり、予算の承認を求めた議会に対する信義とともに、予算執行に係る相互牽制の観点からも多額の不用額が想定される場合には、決算見込みがある程度確定したあと、速やかに減額補正をするべきと考えます。

(9) 基金の管理運用

年度当初における基金総額は42億5,006万8,000円、年度中の積立金2億3,996万5,000円。取崩額1億942万3,000円により、30年度末現在では43億8,061万円となり、1億3,054万2,000円の増です。

5. 特別会計

平成30年度各会計の歳入総額は12億3,325万4,000円、歳出総額は12億1,945万7,000円の決算となっています

6ページ、各会計の収支状況は次表のとおりです。割愛させていただきます。

7ページ。同じく割愛させていただきます。

8ページ。

6. 決算審査の総評を申し上げます。

一般会計及び特別会計を通じ、その計数に誤りはなく、証拠書類は適切に処理され妥当と認めます。

歳入については地方交付税58.6%、国県支出金10.1%、村債6.7%で歳入総額の75.4%を占め、自主財源が乏しく厳しい財政状況です。

滞納者は村税、国保税、住宅使用料、農業集落排水使用料、介護保険料とも長年にわたり固定化しているため、前段で申し上げたとおり、その対策を至急講じてください。

国内の景気は回復傾向にあると報じられておりますが、それも当地域では実感がなく、景気は依然として低迷、生産人口や生産額も年々減少傾向にありますので、財源確保のため、なお一層の努力を望むところです。

經常収支比率は90.9%。昨年度は90.3%と財政構造の指標比率の概ね70～80%が適当であるとの範囲を超えております。今後の厳しさを考慮すると、経費の節減はもちろんのこと、行政の簡素化、効率化に努め、将来を展望した計画的な行財政運営によって健全な財政の維持確立を図られることを望みます。

続きます。

令和元年度8月23日 上小阿仁村長 中田吉穂様

上小阿仁村監査委員 萩野芳紀

平成30年度上小阿仁村歳入歳出決算審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による監査を実施しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2. 審査の結果等は、以上、省略させていただきます。

続きまして11ページ、こちらの方も割愛させていただきます。

12ページ、13ページ、こちらにも割愛させていただきます。

なお、最後にこの意見書、経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

以上、特別会計に関する報告です。

以上で監査報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（伊藤敏夫） ご苦勞様でございます。

○議長（伊藤敏夫） 会議の途中ではありますが、ここで休憩いたします。午後1時20分から再開いたしますので、お願いいたします。

暫時休憩いたします。

12時06分 休憩

13時20分 再開

○議長（伊藤敏夫） 再開いたします。

○議長（伊藤敏夫） 午前中の監査報告がありまして、これよりこれより総括質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号から議案第8号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第9号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 日程第13 議案第9号 令和元年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 資料ですけれども、定例会提出の予算関係議案の方をお願いします。1ページをお願いします。

議案第9号 令和元年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,643万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,838万9,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

地方債補正でございます。

起債の目的

1. 臨時財政対策債を100万円減額いたします。これは臨時財政対策債の発行可能額の額の確定によるものでございます。なお、臨時財政対策債は、地方交

付税の不足分を補填するもので、償還金につきましては、交付税で全額参入されるものでございます。

8 ページ、9 ページをお願いします。補正予算の主なものをご説明いたします。最初に歳入でございます。

9 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税 1,585 万 5,000 円の追加があります。これは 1 節地方交付税で、普通交付税の額の確定によるものでございます。これにより地方交付税の額は 14 億 3,585 万 5,000 円となります。

13 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金 160 万 3,000 円の追加であります。これは主に 3 節児童福祉費補助金の 138 万 5,000 円で、幼児教育無償化、保育無償化システム改修等事業費の国庫補助金でございます。

10、11 ページをお願いします。

15 款財産収入 2 項財産売払収入 1 目不動産売払収入 1,229 万 1,000 円の追加でございます。これは 3 節素材売払収入で、国との分収契約林の村の分収分でございます。

18 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 5,627 万 6,000 円の追加でございます。これは 1 節繰越金で、前年度繰越金として追加するものでございます。

20 款村債 1 項村債 3 目臨時財政対策債 100 万円の減額でございます。これは 1 節臨時財政対策債で発行可能額の確定によるものでございます。

12、13 ページをお願いします。歳出でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 2 目文書広報費 527 万 7,000 円の減額です。13 節委託料は 176 万円の追加で、今年度購入したパソコンのシステム設定を業者に委託するものでございます。また、備品購入費 658 万 9,000 円の減額は、主にパソコン購入に係る入札差額 757 万 9,000 円でございます。15 目財政調整基金費 4,314 万円の追加でございます。前年度繰越金の半分を財政調整基金積立金に追加するものでございます。17 目地域振興基金費 3,926 万 4,000 円の追加でございます。今補正の余剰金を振興基金として積み立てるものでございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 6 目障害者福祉費 261 万 3,000 円の追加です。これは主に 23 節償還金利子及び割引料の障害者福祉サービス費返還金 165 万 7,000 円で、前年度の額の確定によるものでございます。

14、15 ページをお願いします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 5 目母子保健事業振興費 119 万 1,000 円の追加です。これは 13 節委託料で、母子保健情報連携システム改修の費用でございます。

10 款教育費 5 項保健体育費 1 目学校給食費 285 万 8,000 円の追加です。これは 19 節負担金補助及び交付金の学校給食費補助金で、これにより給食費の負担をなくすものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第9号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第10号から日程18 議案第14号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 日程第14 議案第10号 令和元年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第18 議案第14号 令和元年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算についての件まで、5件を一括議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） それでは同じく予算関係議案の19ページをお開きください。

議案第10号 令和元年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ278万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,464万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、26ページ、27ページをお開きください。歳入であります。

6款繰越金 1項繰越金 1目繰越金278万3,000円の追加であります。前年度繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

6款 1項基金積立金 1目基金積立金278万3,000円の追加でございます。繰り越した分を財政調整基金に積み立てるという予算でございます。

以上であります。

○議長（伊藤敏夫） 建設課長兼産業課長。

○建設課長兼産業課長（大沢寿） 同じく31ページをお願いいたします。

議案第11号 令和元年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算についてでございます。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,486万2,000円とするものです。

38、39 ページをお開きください。歳入でございます。

4 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 95 万 1,000 円の追加でございます。前年度の繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費 1 項簡易水道管理費 1 目統合地区管理費 95 万 1,000 円の追加でございます。11 節需用費 47 万 5,000 円 25 節積立金 47 万 6,000 円に支出するものでございます。

43 ページをお願いいたします。

議案第 12 号 令和元年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 67 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,534 万円とするものです。

50、51 ページをお願いいたします。歳入でございます。

4 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 67 万 9,000 円の追加でございます。前年度の繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 2 目施設管理費 67 万 9,000 円の追加でございます。基金積立金の方に積み立てるものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第 13 号 令和元年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 139 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,907 万 1,000 円とするものでございます。

62、63 ページをお願いいたします。歳入でございます。

3 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 139 万 9,000 円の追加でございます。前年度の繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 2 目施設管理費 139 万 9,000 円の追加でございます。積立金に積み立てるものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） それでは 67 ページをお開き願います。

議案第 14 号 令和元年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)。

令和元年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 838 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,015 万 2,000 円とする。

74 ページ、75 ページをお開きください。歳入でございます。

主なものは、8 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 798 万 4,000 円の追加でございます。前年度繰越金であります。

次のページをお願いいたします。歳出であります。

主なものとしましては、6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 2 目償還金 781 万 3,000 円の追加であります。23 節償還金利子及び割引料ですが、これは 30 年度、国、県、支払基金からの交付金、給付費等の清算による返還金でございます。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長(伊藤敏夫) これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 10 号から議案第 14 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 19 議案第 15 号 上程・付託

○議長(伊藤敏夫) 次に日程第 19 議案第 15 号 上小阿仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例についての件を議題といたします。住民福祉課長。

○住民福祉課長(加藤浩二) それでは、別冊となります上小阿仁村議会定例会提出議案の 9 ページをお開き願います。

議案第 15 号 上小阿仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について

上小阿仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由です。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、3 歳から 5 歳までの子どもを持つ全世帯及び 0 歳から 2 歳までの子どもを持つ住民税非課税世帯を対象に、保育所等における利用者負担額が無償化され、副食費が利用者の負担となることに伴い、特定教育・保育施設(保育園・認定保育園・幼稚園)等において食事を

提供に要する費用の受領の基準の見直しと関係条文を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

改正後の条例案は10ページ以降に記載してありますが、内容としましては、提案理由にもありましたが、3歳以上の子どもの保育料、いわゆる保育料が無償化されることとなります。この令和元年10月1日からです。

これに伴いまして、これまで保育料に含まれていた副食費、いわゆるおかずに係る費用については有償化されることになっております。これの基準を定めたこの条例ですけれども、この条例を改正して副食費を明記する必要があるがございますので、そちらの改正をするものでございます。

また、関係法令の改正により用語等が改正されております。また、その他の施設についての基準の見直しも行われておりますので、併せて改正するものでございます。

この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第15号は総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第16号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第20 議案第16号 上小阿仁村子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 同じく37ページをお開きください。

議案第16号 上小阿仁村子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の制定について

上小阿仁村子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例について、別記のとおり提出する。

提案理由です。

地方自治法第225条及び第228条第1項に基づき施設の使用料を条例で定める必要があるためであります。

また、令和元年10月から、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、3歳から5歳までの子どもを持つ全世帯及び0歳から2歳までの子どもを持つ住民税非課税世帯を対象に、保育所等における利用者負担額が無償化され、副食費が利用者の負担となることに伴い、特定教育・保育施設において、食事の提供に

要する負担の徴収について規則を定める必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

条例案は、次のページからとなっております。これまで保育料につきましては、村の場合は徴収規則で定めたものでありましたが、条例に使用料の定めることが必要ということで、県の方からの指導もありましたので、条例案を定めるものであります。

また、今回10月からは保育料無償化、それから副食費の有償化ということになっておりますので、それについても記載するものでございます。なお、この条例には細かな金額は謳っておりません。金額については、別に規則で定めるということにしております。

この条例につきましては、令和元年10月1日から施行するものでございます。なお、この条例によりまして、保育料の無償化と副食費の有償化を謳うこととなりますけれども、これとは別に補助金の要綱、それから徴収規則を定めることとしております。徴収規則につきましては、この条例で定める保育料、副食費の額を定める規則となります。

それから補助金に関する事業の要綱につきましては、それで定めた副食費等については、全額補助をするという形のことを考えております。この要綱、規則の制定と併せまして、先ず上小阿仁村の幼児教育、保育に係る費用については、所得制限と関係なく、すべて無償にするという方向で検討をしておりますので、併せてご報告いたします。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第15号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第17号から日程24 議案第20号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 日程第21 議案第17号 北秋田市周辺衛生施設組合規約の一部変更についての件から、日程第24 議案第20号 上小阿仁村と北秋田市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥処理の事務委託に関する規約についての件まで、4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） それでは40ページをお開きください。

議案第17号 北秋田市周辺衛生施設組合規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体と協議のうえ、北秋田市周辺衛生施設組合規約の一部を別紙のとおり変更する。

提案理由です。

北秋田市周辺衛生施設組合は令和2年3月31日をもって解散することに伴い、その事務を北秋田市に承継するため、組合規約の変更について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次のページをお願いいたします。協議書の案となっております。

月日につきましては、関係市町村全てで議会の承認を得られた後の日にちとなりますので、ご承知おきください。

次のページの別紙でございます。規約の変更内容となっております。

第12条の次、最後に次の1条を加えるというものでございます。

(解散による事務の承継)

第13条 組合の解散があった場合においては、北秋田市がその事務を承継する。

附則としてこの規約は、知事の許可を受けた日から施行するというものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第18号 北秋田市周辺衛生施設組合の解散について

地方自治法第288条の規定に基づき、関係地方公共団体と協議のうえ、令和2年3月31日をもって北秋田市周辺衛生施設組合を解散する。

提案理由

北秋田市周辺衛生施設組合が令和2年3月31日をもって解散することから組合の解散に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

次のページが協議書の案となっております。月日につきましては、先ほどの説明と同じでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第19号 北秋田市周辺衛生施設組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法第289条の規定に基づき、関係地方公共団体と協議のうえ、北秋田市周辺衛生施設組合の解散に伴う財産処分について、別紙のとおり定める。

提案理由

北秋田市周辺衛生施設組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、組合の財産処分に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次のページが協議書の案でございます。

その次のページに別紙ということで、処分の方法を定めております。

1 北秋田市周辺衛生施設組合の財産については、別表1によりすべて北秋田市に帰属させる。

2 令和2年4月1日以降に発生する北秋田市周辺衛生施設組合に関する事務及び経費については、北秋田市が承継し負担する。

ただし、し尿処理施設（米代流域衛生センター）の解体及び樋管撤去に係る経費については、組合解散時における負担割合、人口割20%、し尿搬入割80%により、構成市町村で負担するという内容でございます。

次のページの別表1が、令和元年7月末日現在の組合の財産の一覧となっております。

次のページをお願いいたします。

議案第20号 上小阿仁村と北秋田市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥処理の事務委託に関する規約について

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、北秋田市と協議のうえ、別記のとおり規約を定め、令和2年4月1日から上小阿仁村は北秋田市にし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務を委託するものとする。

提案理由です。

上小阿仁村のし尿及び浄化槽汚泥処理に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に定める廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務を北秋田市に委託することについて、地方自治法第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

規約の内容が50ページ以降に記載してございます。

第1条が委託事務の範囲、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務となっております。

この規約につきましては、令和2年4月1日から施行するものとなっております。期間が施行日から令和12年3月31日までの10年間としておりまして、それ以降、廃止する場合につきましては、廃止しようとする日の1年前までに協議しなければならないという内容となっております。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第17号から議案第20号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第25 陳情の件を付託

○議長（伊藤敏夫） 日程第25 陳情の件を議題いたします。本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（伊藤敏夫） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんです。

13時50分 散会